H 1 4 . 1 2 . 2 0 福島地方裁判所 平成 1 4 年 (わ) 第 1 2 9 号 危険運転致死被告事件 主文

被告人を懲役4年以上7年以下に処する。 未決勾留日数中120日をその刑に算入する。

理由

## (罪となるべき事実)

液告人は、少年であるが、平成14年5月26日午前2時15分ころ、福島市a字bc番地のd付近の最高速度を時速50キロメートルと指定されている左右に湾曲する道路において、その進行を制御することが困難な時速約120キロメートルの高速度で普通乗用自動車を走行させたことにより、自車を道路状況に応じて進行させることができず、左後輪を道路左側側溝に脱輪させて走行の自由を失い道路左側の電柱に激突させ、よって、同乗者のA(当時17歳)に全身打撲の傷害を、同B(当時18歳)に心破裂等の傷害をそれぞれ負わせ、即時同所において、両名を上記各傷害により死亡するに至らしめ、同C(当時19歳)に脳挫傷等の傷害を、同D(当時19歳)に心損傷等の傷害を負わせ、同日午前3時50分ころ、同市ef番地甲県立医科大学医学部附属病院において、両名を上記各傷害により死亡するに至らしめたものである。

(証拠の標目)省略

(法令の適用)

被告人の判示各被害者に対する各所為は、いずれも刑法208条の2第1項後段に該当するが、これは1個の行為が4個の罪名に触れる場合であるから、同法54条1項前段、10条により犯情の最も重いBに対する危険運転致死罪の刑で処断し、その所定刑期の範囲内で処断すべきところ、被告人は少年であるので、少年法52条1項、2項により、被告人を懲役4年以上7年以下に処し、刑法21条を適用して未決勾留日数中120日をその刑に算入することとする。(量刑の理由)

本件は、被告人が左右に湾曲する道路を自車の進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させて走行の自由を失い、自車を道路左側の電柱に激突させ、同乗者4名全員を死亡するに至らしめた危険運転致死の事案である。 被告人は久しぶりに友達と会ったことから気持ちが高揚して無謀な運転をしてし

被告人車両に同乗していた被害者4名は、被告人の本件犯行により突如として本件に遭遇し、激しい傷害を被った挙げ句、AとBは即死し、C、Dは2時間足の間に収容先の病院で死亡し、いずれもその生命を奪われたものであり、その結果は全りに離断され、頭部にも激しい損傷がある。中でもBは上半身と下半身に離断され。死亡した4名はいり損傷があるいし19歳という未成年者であり、それぞれ将来に対する希望やをもれており、まさにこれから人生を切り拓いていこうとしていた矢先に突如その生命を名の大きるによりある。さらに、ある日本のであり、その悔しさや無念さは察するに余りある。さらに、ある日本のであり、その上さなけてしまったのを目の当たりに覧え、あるとであり、そのショック、悲しみは想像を絶するものであろうことは容易に窺り、そのショック、悲しみは想像を絶するものであろうことは容易に窺り、そのショック、悲しみは想像を絶するものである。と、での遺族との間の示談は未了であり、その治療をの被害感情には厳しいものが認められる。

以上によれば、被告人の刑責は極めて重い。

したがって、これらの諸点も十分考慮し、被告人に対し、主文掲記の刑に処する のが相当であると判断した。

よって、主文のとおり判決する。 (求刑 懲役5年以上10年以下) 平成14年12月20日 福島地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 原 啓 裁判官 本 間 陽 子 裁判官 久 保 孝 二